

令和4年度までの区債権の状況と令和5年度における収入率向上に向けた取組について

区では、「中野区の債権の管理に関する条例」の規定に基づき、債権の適正な管理に努め、収入率向上に向けた取組を進めてきたところである。

この度、区債権のこれまでの状況と、令和5年度における収入率向上に向けた取組を取りまとめたので、報告する。

1 令和4年度までの区全体の未収金（国庫支出金等債権管理対象外の歳入を除く）について ※令和4年度の数値は速報値

区全体の収入未済額は、令和4年度で約44億円となり、令和3年度と比較すると、約2億円圧縮することができた。これは、全体の約72%を占める主要3債権（特別区民税、国民健康保険料及び介護保険料）の収入未済額の減少によるところが大きい。

一方、不納欠損額は、特に国民健康保険料についての減少が大きく、令和3年度と比較して約2億8千万円減少した。

【表1】区全体の未収金額（国庫支出金等債権管理対象外の歳入を除く）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
収入未済額	4,816,593 千円	5,391,617 千円	5,242,081 千円	4,645,960 千円	4,444,379 千円
対前年度増減額	▲ 108,629 千円	575,024 千円	▲ 149,536 千円	▲ 596,121 千円	▲ 201,581 千円
不納欠損額	1,145,755 千円	886,986 千円	1,079,615 千円	1,419,675 千円	1,137,830 千円
対前年度増減額	▲ 14,101 千円	▲ 258,769 千円	192,629 千円	340,060 千円	▲ 281,845 千円

2 各債権の状況について ※令和4年度の数値は速報値

(1) 主要3債権について

主要3債権の令和4年度の収入未済額は約32億円で、令和3年度と比較すると、約2億6千万円減少した。また、不納欠損額についても、約2億6千万円減少した。

各債権の詳細は、以下のとおりである。

【表2】主要3債権合計

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
収入未済額	3,848,814 千円	4,283,391 千円	4,138,198 千円	3,473,128 千円	3,209,170 千円
対前年度増減額	▲ 129,412 千円	434,577 千円	▲ 145,193 千円	▲ 665,070 千円	▲ 263,958 千円
区債権全体に占める割合	79.9%	79.4%	78.9%	74.8%	72.2%
不納欠損額	1,057,501 千円	801,296 千円	957,594 千円	1,294,715 千円	1,032,482 千円
対前年度増減額	▲ 22,009 千円	▲ 256,205 千円	156,298 千円	337,121 千円	▲ 262,233 千円
区債権全体に占める割合	92.3%	90.3%	88.7%	91.2%	90.7%

ア 特別区民税

【表3】特別区民税

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
収入未済額	1,192,325 千円	1,273,418 千円	1,118,901 千円	921,993 千円	862,627 千円
対前年度増減額	▲ 155,400 千円	81,093 千円	▲ 154,517 千円	▲ 196,908 千円	▲ 59,366 千円
収入率	95.9%	95.9%	96.6%	97.1%	97.4%
23区順位	20位	22位	21位	20位	未確定
不納欠損額	184,896 千円	119,824 千円	107,464 千円	99,807 千円	94,168 千円
対前年度増減額	▲ 43,897 千円	▲ 65,072 千円	▲ 12,360 千円	▲ 7,657 千円	▲ 5,639 千円

【現状】

現年分の収入率は年々上昇し、滞納繰越分の収入率は40%前後で推移していることから、現年分と滞納繰越分をあわせた合計収入率は年々上昇している。その要因としては、滞納整理専門員の活用による高額滞納者の減少や、督促状の発付期日を以前よりも早めたことによる催告・滞納処分 of 早期着手が挙げられる。

(差押件数 令和3年度 3,390件→令和4年度 3,647件)

【課題】

現年課税分の調定額増加に伴い滞納者数が増えており、それに伴って、滞納者の多数を占める少額滞納者に対する調査・滞納処分件数は増加傾向にあるため、業務の効率化や体制強化が必要である。

【これまでの主な取組】

- ①国税OBである滞納整理専門員を活用した専門的な滞納整理
- ②財産調査業務委託化による調査件数の増加及び財産判明率の高い調査を行うための財産調査内容の精査
- ③督促状の発付期日繰上げによる催告・滞納処分 of 早期着手
- ④区外滞納者に対する、課税権を有する自治体への照会の強化
- ⑤Web口座振替サービスの導入

【令和5年度の主な取組】(目標収入率：97.4%)

- ①区外滞納者に対して、課税権を有する自治体への照会の早期着手により、滞納処分・執行停止を早期に実行する。
- ②納税案内センターによる財産一括調査を行い、滞納処分に繋げていく。
- ③保険医療課の滞納処分情報を活用し、滞納処分件数の増加を図る。

イ 国民健康保険料

【表4】国民健康保険料

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
収入未済額	2,505,329 千円	2,850,824 千円	2,849,098 千円	2,400,415 千円	2,211,233 千円
対前年度増減額	47,464 千円	345,495 千円	▲ 1,726 千円	▲ 448,683 千円	▲ 189,182 千円
収入率	73.4%	71.8%	70.0%	70.9%	74.7%
23区順位	17位	20位	21位	21位	未確定
不納欠損額	796,124 千円	633,478 千円	819,003 千円	1,137,291 千円	877,683 千円
対前年度増減額	15,694 千円	▲ 162,646 千円	185,525 千円	318,288 千円	▲ 259,608 千円

【現状】

滞納整理係の設置、督促状発送時期の前倒し、債権管理対策アドバイザーの助言、二重加入解消策により、現年分、滞納繰越分、合計のいずれも収入率が向上するとともに、不納欠損額が減少した。

【課題】

収入率は向上したが、滞納整理業務の効率化、収納方法の利便性の向上、外国人への働きかけなどの取組を通じ、債権管理体制をさらに強化していく必要がある。

【これまでの主な取組】

- ①滞納処分の強化のため、滞納整理専門員の増員及び後期高齢者医療保険料滞納繰越分の一部についても滞納整理を行う滞納整理業務に特化した滞納整理係を新たに設置
- ②Web口座振替サービスの導入
- ③区公式アカウントが送信元であることがわかる新たなメッセージサービスを活用した納付勧奨を実施
- ④督促状の発送時期繰上げにより早期の納付勧奨を強化
- ⑤債権管理対策アドバイザーの助言に基づき、早期催告の試行等による現年分収納対策の強化、財産調査の分業化等の業務改善
- ⑥国民健康保険と社会保険の二重加入の解消のため、オンライン資格確認による資格喪失勧奨と職権喪失の実施
- ⑦外国人滞納者の多い地域の町会への協力依頼、やさしい日本語による啓発チラシの催告文書への同封

【令和5年度の主な取組】（目標収入率：75.9%）

- ①催告センター開設により、効率的な催告、財産調査を実施する。【新規】
- ②会計年度任用職員を活用して催告、財産調査、差押え等の機能を強化する。【新規】
- ③預貯金調査等電子化サービスの導入により財産調査を効率化する。【新規】
- ④催告、財産調査、差押え等の機能強化について、債権管理アドバイザーの助言を受けながら進める。
- ⑤インターネット経由でのクレジットカード納付サービスの導入により、国保料支払いの利便性を高める。【新規】
- ⑥催告センターにおいて、ネパール語、ベトナム語による納付案内を開始する。【新規】
- ⑦債権（保険料）の一元化に向けて検討を進める。【新規】

ウ 介護保険料

【表5】介護保険料

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
収入未済額	151,160 千円	159,149 千円	170,199 千円	150,720 千円	135,310 千円
対前年度増減額	▲ 21,476 千円	7,989 千円	11,050 千円	▲ 19,479 千円	▲ 15,410 千円
収入率	95.9%	96.2%	96.2%	96.2%	96.4%
23区順位	8位	8位	11位	18位	未確定
不納欠損額	76,481 千円	47,994 千円	31,127 千円	57,617 千円	60,631 千円
対前年度増減額	6,194 千円	▲ 28,487 千円	▲ 16,867 千円	26,490 千円	3,014 千円

【現状】

収入率は96%前後で安定している。その要因として、普通徴収者に対する口座振替加入の勧奨、納付相談等の機会に滞納繰越分と併せて現年度分の収納を行い、滞納繰越調定額の削減に努めてきたことが挙げられる。

【課題】

特別徴収は100%の収納が見込まれることから、普通徴収の未収金対策として、口座振替加入の促進や給付制限対象者への取組などを強化していく必要がある。

【これまでの主な取組】

- ① 65歳到達者に送付する被保険者証にペイジー口座振替申込書を同封するなどの口座振替加入の促進
- ② Web口座振替サービスの導入
- ③ 定期的な督促状・催告書の送付による滞納者への納付及び相談の勧奨
- ④ キャッシュレス決済の拡充
- ⑤ 納付困難な被保険者への減免制度の周知

【令和5年度の主な取組】（目標収入率：96.4%）

- ① 普通徴収の確実な納付のため、新規対象者及び納付相談に来庁した対象者に口座振替手続きを進め、口座振替手続の方法としてペイジー口座振替手続、Web口座振替サービスの周知を図る。
- ② 要介護（支援）認定申請を行った滞納者に対し、給付制限の対象となることを周知し、未納保険料の徴収の強化を図る。
- ③ 定期的に督促状・催告書を発送して、滞納者への納付相談、納付勧奨を行い、未納保険料の強化を図る。
- ④ 納付困難な被保険者に対して、督促状、催告書等の発送文書に減免措置に関する文書を同封する。窓口での納付相談の機会に減免制度の周知を図る。
- ⑤ 債権（保険料）の一元化に向けて検討を進める。【新規】

(2) その他の債権について

区債権には主要3債権以外にも、後期高齢者医療保険料などの強制徴収（差押等）できる公債権と、生活保護費過年度過払金返還金などの強制徴収できない公債権がある。また、公債権以外に各種福祉資金貸付金返還金などの私債権がある。これらの主要3債権を除く公債権と私債権の令和4年度の収入未済額の合計は約12億円となっており、不納欠損額は約1億1千万円だった。収入未済額及び不納欠損額が大きい後期高齢者医療保険料、生活保護費返還金・徴収金等の詳細は、以下のとおりである。

【表6】 その他の債権合計

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
収入未済額	967,779 千円	1,108,226 千円	1,103,883 千円	1,172,832 千円	1,235,210 千円
対前年度増減額	20,783 千円	140,447 千円	▲ 4,343 千円	68,949 千円	62,378 千円
不納欠損額	88,254 千円	85,690 千円	122,021 千円	124,959 千円	105,348 千円
対前年度増減額	7,908 千円	▲ 2,564 千円	36,331 千円	2,938 千円	▲ 19,611 千円

ア 後期高齢者医療保険料

【表7】 後期高齢者医療保険料

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
収入未済額	56,048 千円	63,495 千円	56,041 千円	53,593 千円	66,767 千円
対前年度増減額	▲ 7,550 千円	7,447 千円	▲ 7,454 千円	▲ 2,448 千円	13,174 千円
収入率	98.1%	98.1%	98.3%	98.6%	98.5%
23区順位	9位	9位	9位	10位	未確定
不納欠損額	19,727 千円	10,466 千円	14,514 千円	13,646 千円	13,557 千円
対前年度増減額	5,017 千円	▲ 9,261 千円	4,048 千円	▲ 868 千円	▲ 89 千円

【現状】

基礎年金以外の所得により保険料額が増額する被保険者が増え、年金からの納付者は

年々減少する一方、普通徴収による納付者は増え、現年分保険料の安定的な収納確保が難しくなっている。

【課題】

納付書等による支払者に対し、納付書の紛失や納付忘れなどによる未納を防ぎ、滞納繰越を発生させないように、口座振替加入の勧奨を積極的に行い、収納を確保する必要がある。

また、高額滞納及び徴収困難案件を効率的・効果的に処理するための徴収事務体制を構築する必要がある。

【これまでの主な取組】

- ① 75歳到達による新規加入者や、特別徴収から普通徴収切替対象者への口座振替加入の促進
- ② Web口座振替サービスの導入
- ③ 75歳到達による新規加入者の保険料決定通知や、督促状などの納付書の送付と合わせた多様な支払方法を紹介するチラシの同封
- ④ 定期的な督促状・催告書の送付による滞納者への納付相談、納付勧奨
- ⑤ キャッシュレス決済の促進とSMSを利用した納付勧奨
- ⑥ 国民健康保険料と後期高齢者医療保険料の滞納整理の一体化による、高額滞納及び徴収困難案件を中心とした調査と滞納処分の推進

【令和5年度の主な取組】（目標収入率：98.7%）

- ① 普通徴収の確実な収納のため、75歳到達による新規加入者への口座振替加入の勧奨や、特別徴収から普通徴収へ支払方法が変更になった被保険者への口座振替加入の促進を行う。また、Web口座振替サービスも併せて促進する。
- ② 区民の利便性を高めるため、スマートフォンを利用したキャッシュレス決済を促進するとともに、SMSを活用した納付勧奨を行う。
- ③ 定期的に督促状・催告書を発送して滞納者への納付相談、納付勧奨を行い、所得が低く納付困難な方については、保険料減免制度の周知等により未収金の発生を抑制する。
- ④ 債権（保険料）の一元化に向けて検討を進める。【新規】
- ⑤ 催告センター開設により、効果的、効率的な催告、財産調査を実施する。【新規】

イ 生活保護費返還金・徴収金等

【表8】生活保護費返還金・徴収金等

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
収入未済額	745,497 千円	826,837 千円	919,050 千円	999,687 千円	1,048,909 千円
対前年度増減額	14,456 千円	81,340 千円	92,213 千円	80,637 千円	49,222 千円
収入率	11.8%	8.9%	12.2%	12.0%	13.9%
不納欠損額	47,852 千円	54,712 千円	90,943 千円	103,405 千円	85,479 千円
対前年度増減額	3,813 千円	6,860 千円	36,231 千円	12,462 千円	▲ 17,926 千円

【現状】

返還金等の収入未済額が増加しているが、増加傾向は鈍化している。なお、収入率に関しては、上昇傾向にある。

【課題】

生活保護法第63条に基づく返還金（急迫の場合等において資力があるにもかかわらず保護を受けた場合の返還金）については、滞納繰越になると返還金の消費等により収入率が一桁になってしまうことから、返還の発生を把握した段階で、返還金を消費する

前に、現年度中に納付させることが必要である。また、生活保護法第78条に基づく徴収金（不実な申請または不正な手段により保護を受けた場合の徴収金）については、現年度の段階から収入率が一桁であり、債権回収だけでなく保護受給者へ収入申告義務の説明の徹底等、不正受給を発生させない取組が重要である。

【これまでの主な取組】

- ① 返還金・徴収金が発覚した時点でのケースワーカーによる返還及び徴収の確実な把握、返還決定係への連絡の徹底。返還決定後は、債務者に対する納付相談・指導
- ② 徴収金が発生した場合における、受給者の了解を得た上で可能な限り翌月以降の保護費から相殺することによる債権回収の推進
- ③ 定期的な督促状・催告書の発行

【令和5年度の主な取組】（目標収入率：13.8%）

- ① 被保護世帯の年金・就労等の収入状況を常時把握し、収入金の未消費時点での債権の把握・早期回収に努める。
- ② 法第78条徴収金については保護費からの相殺を利用し、毎月の定額納付を推進する。
- ③ 法第63条返還金についても、法第77条の2に基づく徴収金として再決定することの可能性を検討する。
- ④ 制度変更や対象者の収入状況の変化に留意し、収入認定や基準変更の徹底により、過払金を発生させない取組を進める。
- ⑤ 債権の放棄、執行停止、即時消滅等滞納整理に関する事務処理について検討する。また、債務を残したまま保護廃止となった者の財産調査についても検討する。

ウ 福祉資金貸付金返還金

【表9】福祉資金貸付金返還金

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
収入未済額	50,850 千円	42,133 千円	35,660 千円	31,142 千円	27,324 千円
対前年度増減額	▲ 14,806 千円	▲ 8,717 千円	▲ 6,473 千円	▲ 4,518 千円	▲ 3,818 千円
収入率	24.3%	25.5%	31.2%	26.2%	26.7%
不納欠損額	7,955 千円	4,263 千円	1,349 千円	0 千円	0 千円
対前年度増減額	214 千円	▲ 3,692 千円	▲ 2,914 千円	▲ 1,349 千円	0 千円

【現状】

滞納月数に応じた催告書発送及び債権回収業務委託の効果並びに区の生活保護受給者となった債務者に対するケースワーカーとの連携などにより、収入未済額は年々減少している一方、回収困難債権者の割合が増えている。

一括償還があった令和2年度に収入率の大きな増加はあるが、その他の年度については、債権回収業者と連携を図ることで一定の水準を保持している。

【課題】

督促、催告の他、現年度の収入率向上のための取組を行う。

【これまでの主な取組】

- ① 債権回収業者への委託債権の状況を定期的に把握し、委託債権の入替えを行い、回収効果を上げる取組を実施
- ② 滞納月数に応じ、催告書文面を変更のうえ、借受人・連帯保証人等へ送付

【令和5年度の主な取組】（目標収入率：26.7%）

- ① 滞納月数に応じて催告書の文面を変え、借受人及び連帯保証人等に送付する（年2回）。
- ② 債権回収業者との連絡を密にし、債務者の状況を把握した上で委託する債権を見直す。

- ③区的生活保護受給者となった債務者に対しては、ケースワーカーと連携した債権管理を行う。
- ④督促、催告の他、納付が遅れている債務者には、個別に生活状況等を確認し納付相談につなげる。